

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長  
警察大学校交通教養部長

警察庁丁規発第17号  
平成27年3月19日  
警察庁交通局交通規制課長

交通安全施設に係るインフラ長寿命化計画の策定について(通達)  
インフラ長寿命化計画の策定については、「警察庁インフラ長寿命化計画の策定について(通達)」(平成27年3月19日付け警察庁丙会発第53号等)により各都道府県警察に指示しているところ、都道府県警察交通部が管理するインフラとしては、交通安全施設について、今後の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにし、戦略的な維持管理・更新等の取組を推進することとした。

各位においては、警察庁インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)で示した取組の方向性を踏まえるとともに、下記の点に留意し、都道府県警察が管理する交通安全施設について、必要な機能を維持するためインフラ長寿命化計画を策定されたい。

## 記

### 1 策定上の留意事項

#### (1) 対象施設

警察庁では、インフラ長寿命化基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき安全性、経済性及び重要性の観点から、今般、信号機を対象施設として選定し行動計画を策定した。今後、交通安全施設に係る維持管理・更新等に関する取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、必要に応じて対象施設の見直しを含めた計画の更新を実施することとしている。

各位においては、道路標識等を含む都道府県警察が維持管理・更新等を担うすべての交通安全施設等について、施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を推進するとともに、必要性が認められるすべての施設を対象施設として選定し、できるだけ早期にインフラ長寿命化計画を策定されたい。

## (2) 個別施設毎の長寿命化計画の策定

「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」については、基本計画において、施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる単位で策定することとされており、事業毎の分類をもって計画策定の単位とすることができるものである。

インフラ長寿命化計画においては、個別施設計画を策定することとする対象施設を定めることとなるので、各位には、交通安全施設に関しては、行動計画において示す維持管理・更新等に係る取組の内容を踏まえ、個別施設計画の策定の必要性を判断することとされたい。

## 2 フォローアップ

行動計画に関する各都道府県警察における取組の進捗状況について、今後、必要に応じフォローアップを行うことから、関係する取組を着実に推進されたい。